

尼崎市内の共同住宅を所有・管理されている皆様へ



# 共同住宅のごみ置き場の 管理が義務となります

ごみの適正処理の推進や、地域の生活環境をまもるため、「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正され、  
**令和5年4月1日から、共同住宅の所有者・管理者の皆様**によるマンションのごみ置き場の適正管理が義務となります。

Q

どんな物件が対象となるの？



尼崎市内にある共同住宅（一戸建て住宅以外の賃貸住宅や分譲住宅）が対象です。住戸数の制限はありません。

Q

誰がどんな義務を負うの？

共同住宅の所有者、管理組合、管理受託者の皆様は、尼崎市内で所有・管理している共同住宅について、次のことを行っていただく必要があります。

1. 当該物件の居住者に対し、ごみの分別ルールや正しい出し方を周知してください。
2. 当該物件のごみ置き場を清潔に保ち、適正な管理を行ってください。

例えば何をすればいいの？ ☺裏面へ

尼崎市 経済環境局 環境部 資源循環課

〒660-0842 尼崎市大高洲町8番地

電話 06-6409-1341 / FAX 06-6409-1277



このチラシは資源としてリサイクルできます。

Q

これまでどんな問題があったの？



正しいごみ出しや管理が行き届いていないごみ置き場に対して、近隣の方から多くの苦情が寄せられています。

また、カラスによるごみの散乱や、不適正なごみの放置により、近隣の生活環境の悪化につながっています。

Q

例えば何をすればいいの？

- 1 まずはごみ出しルールを知ってもらいましょう！ごみの収集日や出せる時間、分別方法などを居住者にお知らせしてください。

(例)・掲示板へのポスター掲示

・家庭ごみべんりちょうやチラシのポスティング など



- 2 ごみの散乱の原因になるカラス対策を行ってください。  
居住者にも対策方法をしっかり周知しましょう。

(例)・防鳥ネットを設置し、ネットに重し等をつける

・ごみ置き場に扉や蓋がある場合は、しっかり閉めるよう居住者へ周知する

・「燃やすごみ」を収集日以外に出さないよう居住者へ周知する など



- 3 定期的に清掃するなど、こまめなお手入れが大切です。  
ごみ置き場を常に清潔に保ちましょう。

Q

市からの支援はあるの？

居住者にお知らせ・警告するためのポスター・チラシ案や、ごみの分け方・出し方をまとめた「家庭ごみべんりちょう」などを市ホームページで提供します。

※紙媒体でご入用の場合は、事前に必要部数をご連絡の上、資源循環課までお越しください。



尼崎のまちをきれいに保つため、共同住宅所有者・管理者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。